

財務省の日程が整わなかったため、  
要請先が総務省のみとなりました。

平成 25 年 11 月 14 日  
財 務 局  
主 税 局

## 地方法人課税の見直しに関する緊急共同要請について

平成 20 年度税制改正で、法人事業税を一部国税化することにより創設された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、受益と負担という税負担の原則に反し、また、地方分権改革の流れに逆行するものです。

現在、国においては、税制改正に向けて、今後も現在と同様の法人事業税を用いた偏在是正制度を容認するばかりか、都道府県及び区市町村の法人住民税法人税割の一部を国税化して交付税原資とするという提案すら行われています。

東京都は、神奈川県、愛知県及び大阪府と連携し、国に対して、地方法人課税の見直しに関する緊急共同要請を、下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 日時・要請先

平成 25 年 11 月 15 日（金）

予定時間	要請先	場所
16:00～16:15	総務省 関口昌一総務副大臣	合同庁舎 2 号館 7 階 副大臣室

#### 2 要請者

東京都知事 猪瀬 直樹（安藤立美副知事代理出席）  
神奈川県知事 黒岩 祐治（代理出席）  
愛知県知事 大村 秀章  
大阪府知事 松井 一郎（代理出席）

#### 3 要請内容

別添のとおり

【問い合わせ先】  
財務局主計部財政課  
電話 03-5388-2669

## 地方法人課税の見直しに関する緊急共同要請

国は、平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差是正を名目に、消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設した。この異例の措置に対して、全国知事会をはじめ我々はその導入時から強く反対してきたところである。

今般、消費税率引上げが決定され、暫定措置創設時に予定していた地方消費税及び地方交付税原資の充実が実現することから、これを当然に撤廃し、地方税として復元すべき時期を迎えている。

しかしながら、現在、国においては、地方法人課税の見直しに関し、税制改正に向けて、現在と同様の法人事業税を用いた偏在是正制度を容認するばかりか、都道府県及び区市町村の法人住民税法人税割の一部を国税化して交付税原資とする提案すら行われている。

地方の自主財源である法人事業税に加えて法人住民税をも一部国税化しようとする現在の議論は、受益と負担という税負担の原則に反し、地方分権改革の流れに全く逆行するものである。

また、地方の企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを損ない、地方の自主的な努力を阻害するものであって、到底受け入れることはできない。

こうしたことを踏まえ、以下の点を国に強く求める。

- 1 法人事業税の暫定措置を平成26年度税制改正において確実に撤廃し、地方税として復元すること。
- 2 法人住民税法人税割の一部国税化を行わないこと。

平成25年11月15日

東京都知事 猪瀬直樹

神奈川県知事 黒岩祐治

愛知県知事 大村秀章

大阪府知事 松井一郎